

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第261回 中国最高裁が新しい海商法指導判例を公表

中国最高人民法院(以下「最高裁」という。)は、2024年11月25日に海商法に関連した指導判例7件を公表した。日中両国間の国際海上貨物輸送量は膨大であり、海商法の具体的な運用は貨物の損失や船舶の損傷などの紛争解決にとって大きな参考意義があるため、今回の指導判例から重要なポイントを解説する。

◇日系企業が運送契約紛争に関わったケース

現地日系企業A社は、中国企業B社からの委託を受け、プラスチック製品を海上運送方式で中国から日本へ輸送していた。出荷港での船積み時に貨物の表面検査を行ったところ、異常は認められなかったが、目的港に到着後の検査では一部製品に癒着が発生していた。調査の結果、貨物は軽量で薄いシート状の製品であり、外部包装の中で非接触措置や独立包装が施されておらず、各製品が直接接触する状態だったことと、輸送時の気温上昇が原因と判明した。B社は本件についてA社に賠償を請求したが、運送契約締結時にB社が当該製品の特性をA社に説明していなかったこと、B社側の包装方法に欠陥があり、A社船舶の堪航性能には問題がないことから、A社はいかなる責任も負わないと主張した。B社はこれに対抗する主張や根拠を提出できず、また損失額も大きくなかったため、交渉を経て賠償請求を取り下げた。

今回の指導判例には上記の類似判例が含まれており、最高裁は、運送人が船荷証券の発行時点で貨物の外的状態の不良を注記していなかったことにより発生した不利益は、運送人がその不利益を負わなければならないとの見解を示している。とはいえ、運送人が貨物の外的状態を事実通りに記載しているかは、船荷証券発行の際に貨物の外的状態を観察できる客観的条件が備わっているか、また通常の基準に適合しているかを判断した上で総合的に考慮する必要がある、事実上運送人の注意義務レベルには限界があるため、運送人はこれらの合理的な注意義務を果たせばよいことになる。

◇指導判例におけるその他注目ポイント

1、しばしば見受けられる契約荷送人(運送人と運送契約を締結する主体)と実質荷送人(運送人に貨物を引き渡す主体)が同時に存在する状況について、指導判例では、契約の相対的關係に基づき、荷受人が運送人に対し受取又はその他権利の行使を主張していない場合、目的港に荷受人がないことで発生する費用及びリスクは、運送契約締結当事者である契約荷送人が負担し、実質荷送人はその賠償責任を負わないとした。

2、船舶所有者が同一の船舶間で海難救助を行う場合、救助に参加する側の船舶は独立した救助側とみなすべきであり、また救助を行う船舶に中国海商法で規定される自己過失による救助金の減少若しくは取り消すべき状況が存在しない限り、救助を行うその他の船舶と同等の救助金請求権を有すべきである。これは、海商法第187条でいう「救助側」とは、救助を行う船舶の所有者ではなく、救助を行う船舶であると理解すべきであるという理由による。

3、船舶の接触による埠頭財産損壊及び埠頭運営上の損失など相応の損失に対する賠償請求について、責任者は賠償責任を制限できる。上述の賠償請求の中で、優先的賠償請求権は埠頭財産損壊の直接損失賠償請求にのみ当てはまり、埠頭運営上の損失など間接損失の賠償請求は含まれない。

4、同一海事事務において「海事賠償責任限度額の50%で海事賠償責任制限基金の上限を設定する」という特殊規則を適用しない船舶が1隻でもある場合、当該船舶が海事賠償責任制限基金の設立を申請するか否か又は海事賠償責任制限を主張するか否かにかかわらず、その他当事船舶の海事賠償限度額にも当該50%賠償上限の特殊規則を適用しない。

5、中国裁判所は、外国裁判所の民事判決、裁定の承認及び執行の申し立てについて審査を行い、互惠関係が存在するか否かを認定する場合、関連する外国裁判所が中国裁判所の民事判決や裁定に対し先に承認、執行を与えることを必要条件としない。中国裁判所が下した民事判決や裁定が当該外国裁判所の承認と執行を受けることができるのであれば、中国と当該外国間の民事判決や裁定の承認と執行上の互惠関係を認定することができる。（本項の内容は海事事例のみならず、他の民事事件にも同様に適用されるため、特に重要な意義を持つ。）

6、涉外船舶の衝突による損害責任紛争事件の当事者が、船舶衝突事故発生後、協議により法適用を選択した場合、その協議に従い紛争に適用する準拠法を確定する。

◇日系企業へのアドバイス

今回最高裁が公表した指導判例は、今後の海事、海商紛争の処理に重要な参考意義と活用意義がある。同時に海事、海商紛争事件の処理には相応の難度と複雑さが伴うため、専門弁護士をサポートの下で対応を進める必要がある。

「外からの打撃」に備えを＝金融緩和も拡充へ―中国共産党

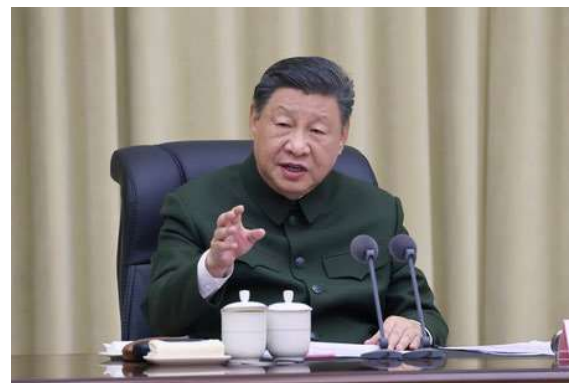
【北京時事】中国共産党は9日、習近平総書記（国家主席）主宰の中央政治局会議を開き、「外からの打撃」に備えると表明した。トランプ次期米大統領が対中関税の大幅引き上げ方針を掲げており、中国の最高指導部内で警戒感が広がっているようだ。景気の冷え込みが長期化する中、金融緩和を拡充する方向性も示した。

国営新華社通信によると、共産党は外からの打撃について、「警戒し、取り除く」対象と明記。その上で、対外貿易を「安定させる」と訴えた。経済問題を討議した前回9月の政治局会議では、いずれも盛り込まれていなかった。

金融政策は「適度に緩和的にする」とし、緩和の度を強める考えを示した。財政政策は「より積極的」な路線に転じる。

この他、「社会の調和と安定を維持する」とも強調。広東省深セン市で日本人の男児が男に刃物で切り付けられて死亡するなど、市民が犠牲となる事件が相次いでいることを念頭に置いたとみられる。

共産党と政府は近く、2025年の経済政策を討議する「中央経済工作会議」を開催。同年3月の全国人民代表大会（全人代、国会に相当）で公表される成長率目標などについて最終調整を行う見通しだ。



中国の習近平総書記（国家主席）＝4日、北京（EPA時事）